

スイス会社設立の手続き及び費用

特に明記しない限り、本見積書において「スイス会社」とは、スイス会社法に基づきスイスで設立される有限責任会社（*Gesellschaft mit beschränkter Haftung : GmbH*）をいいます。

スイスで登録資本金（設立前に振り込まれる必要がある）が 20,000 スイスフラン以上である有限責任会社の設立を代行する当社のサービス費用は、16,000 スイスフランです。

スイスの法規制及び銀行口座開設の要件に基づき、スイス会社はスイス国内で実質的な事業所を置き、少なくとも 1 名のスイス居住者が取締役就任する必要があります。上記の費用には、名目的取締役及び実質的な事業所の提供にかかる費用が含まれていません。

一般的に、スイス会社設立は約 3~4 ヶ月間かかります。会社の取締役は、設立書類への署名及び法人銀行口座の開設手続きを行うため、スイスに自ら出向く必要があります。当社の名目的取締役サービスをご利用のお客様は、取締役がスイスに出向く必要がなく、遠距離で手続き行うことが可能です。

本見積書は、ライセンス・許可の別途申請が不要である場合に適用されます。スイス会社は事業活動をするために特別なライセンスが必要な場合、当所はライセンス申請が代行可能です。代行費用は別途相談です。

本見積書はあくまで参考用であり、最終的な取引条件を構成するものではありません。当所のサービス費用は、個別の案件ごとに提示される見積もりを基準とします。当所は事前の通知なしに料金を調整する権利を留保します。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Rooms 7F-702, 7/F., 188 Section 5
Nanjing East Road
Songshan District, Taipei
Taiwan 105411
〒105411台湾台北市松山区
南京東路五段188号7樓7F-702室
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

Rooms 502-03, 5/F.,
Lions Mansion Matsugaya
1-4-6 Matsugaya, Taito, Tokyo
Japan 111-0036
〒111-0036東京都台東区松が谷1-4-6
ライオンズマンション5階502-03
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 5, 2/F., 39-41 High Street
New Malden, Surrey
KT3 4BY, UK
T: +44 20 3910 8392

1. サービスの費用及び内容

スイスで登録資本金が 20,000 スイスフラン以上である有限責任会社の設立を代行する当社のサービス費用は、16,000 スイスフランです。具体的な内容は以下の通りです。

1.1 会社設立

- (1) 使う予定の商号が使えるかどうかを確認するために、商号を検索します。
- (2) 定款及びそのほかの設立関連書類を作成します。
- (3) 会社設立に必要な委任状を作成・提供します。
- (4) 定款等の書類の認証を行います。
- (5) 必要な申請書類一式及び登録手数料を、スイス会社所在の管轄商業登記所に提出します。
- (6) 初回株主総会の決議案を作成します。

1.2 資本金の検証

投資家（株主）が資本金を払い込んだ後、当社のスイス会計士は、会社の資本金を検証し、必要な資本金確認書を銀行に発行させ、書類を商業登記所へ提出して会社設立を申請します。

1.3 スイス公証人のサービス費用

スイス会社の取締役は、公証人事務所に出向き、会社設立書類に署名する必要があります。公証人事務所は署名済書類を管轄の裁判所へ送付されます。上記の費用には、約 3,750 スイスフランの公証人手数料及び商業登記手数料が含まれています。

1.4 税務登録

スイス会社設立後、スイス会計士は税務代理人として、スイス会社の税務登録手続きを代行します。

備考：

- (1) 本見積書は、ライセンス・許可の別途申請が不要である場合に適用されます。会社の株主又は取締役が複数いる場合、費用は別途発生となります。
- (2) 上記の費用には、会社設立により生じた書類の郵送料金及び翻訳料金が含まれていません。

2. オプションサービス

番号	サービス項目	費用 (スイスフラン)
1	1年間の登録住所	4,000 から
2	株主の身分証明書類の公証	別途相談
3	法人口座開設サポート	3,000
4	名目的取締役	9,600
5	付加価値税（VAT）登録	1,000

備考：

- (1) スイスで設立される会社は、設立申請を提出する前に、会社の事業所をリースする必要があります。通常のバーチャルオフィスは認められないため、会社は独自の事業所、又は法的に認められた登録住所を持たなければなりません。会社が登録住所を使う場合、当該住所を提供する者は、登録住所としての登録を受け入れる旨の宣誓書に署名する必要があります。

短期的には、当所は設立用の登録住所を提供することができますが、長期的には、お客様は事業所を賃借する必要があります。スイス会社の登録住所としての住所を提供する当所のサービス費用は 4,000 スイスフランからです。

- (2) スイス会社の株主は、身分証明書類の公証済み写し、親会社の委任状、及び親会社の代表者の身分証明書類や住所証明書類を提供する必要があります。前述の書類は、株主の所在地で国際公証を受けた後、現地のスイス領事館で認証を受ける必要があります。当所は、上記の書類の公証手続きをサポートすることができます。サービス費用は別途相談となります。

- (3) スイス会社設立の際、株主は、資本金の全額を受け取るための銀行口座を開設する必要があります。銀行口座開設の際に（取締役が銀行に直接出向く必要がある場合がある）当所のサポートが必要な場合、当所は 3,000 スイスフランのサービス費用を別途請求します。

なお、スイス国内で実際の事業所を借りる必要がある場合、銀行の要件を満たすためにスイス居住者を従業員として雇うことが求められる場合があります。銀行が現地労働者の雇用を要しない場合でも、一般的に、現地の署名権者及び連絡担当者としてのスイス居住者である取締役が 1 名以上いる必要があります。銀行は、会社の事業活動及びリスクプロファイルに応じて審査をし、口座開設申請を承認するか否か権利を有します。

- (4) スイス会社法に基づき、スイス会社には少なくとも 1 名のスイス居住者を取締役として置く必要があります。当所は、名目的取締役サービスを提供しており、費用は年間 9,600 スイスフランです。

3. 支払条件

当所は現金、銀行振込、送金、PAYPAL でのお支払いを受け取ります。お客様は PAYPAL で支払う場合、別途請求金額 5%相当額の手数料を負担します。お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドと合わせてお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情が発生しない限り、費用が返金されません。

お客様は中国本土又は台湾の発票が必要な場合は、現地税法が定めた税金を別途負担する必要があります。

4. 基本的な構造

- (1) 株主が 1 人以上であり、かつ、少なくとも 1 名のスイス居住者は取締役就任します。
- (2) 国籍を問わず、法人も個人も株主になれます。
- (3) 個人株主は取締役を兼任することができます。少なくとも取締役うちの 1 人はスイス居住者です。
- (4) 登録住所はスイス国内にある必要があります。
- (5) スイス会社の登録資本金の最低限度額は 20,000 スイスフランです。株式の額面価格は最低 100 スイスフランに設定されなければなりません。発行株式数は最低 200 株です。登録資本金は会社の今後の事業運営に充てることができます。

5. 必要書類

- (1) 使う予定の英語表記の商号 2~3 つ（末に「GmbH」が付けられる必要がある）
- (2) スイス非居住者である株主のパスポートの公証済写しや住所証明書類（公共料金請求書、銀行取引明細書など）、又は（法人株主の場合）法人の投資者の身分証明書類や法人設立証明書などの設立書類
- (3) （法人株主の場合）法人を代表して書類に署名する方の氏名、法人の取締役の氏名や住所、法人の持分を 25%以上を保有する株主や取締役のパスポート写しや住所証明書類
- (4) スイス会社の執行取締役となる者のパスポート写し（非居住者の場合）及び住所証明書類
- (5) スイス会社の登録住所の賃貸借契約書（当社の登録住所サービスを利用する場合は不要）
- (6) スイス会社の登録資本金
- (7) スイス会社の事業範囲（主要な事業活動）

備考：

- (1) 住所証明書類は、取締役の情報（氏名や詳細な住所）、書類の種類、発行日、発行機関を記載する公共料金請求書、又は銀行取引明細書でなければなりません。英語表記でない場合、参考用の英語訳本の提出は必要です。
- (2) 株主、取締役の身分証明書類、住所証明書類は、ハーグ条約に基づくアポステイユ認証、又は公証人の認証を受ける必要があります。

6. 手続きの流れ

通常、会社の商号又は事業活動には特別なライセンス・許可の別途申請が不要である場合、スイス会社を設立するには約 3～4 ヶ月間かかります。設立手続き及び所要時間は下表をご参照ください。

順番	内容	営業日
1	お客様は会社設立を当所に依頼し、電子メールにて必要書類（第 5 節をご参照）を当所へ提供します。	お客様次第
2	当所は請求書を発行します。お客様は当所のサービス費用を支払います。	お客様次第
3	当所は会社名称を検索します。	1
4	実際の事業所の賃貸を行います。	お客様次第
5	当所は会社設立書類及び関連書類を作成します。	5
6	お客様は会社設立書類及び関連書類に署名し、所在地の法規制に従って署名の認証、公証、アポストイーユ認証を受けます。	お客様次第
7	当所は、スイス銀行のスタッフと連絡し、資本金受取口座の開設をサポートします（銀行の要求に応じて、会社の取締役は名目的取締役と同行する場合もある）。	銀行・ お客様次第
8	銀行は審査した後、資本金受取口座の情報を通知します。	銀行次第
9	お客様は、資本金の総額を一括して、資本金受取口座に振り込みます。	お客様次第
10	当所は、資本金検証手続きを行います。	3-4
11	当所の提供する名目的取締役は、スイス公証人事務所へ出向き、会社設立申請書に署名します。	1
12	当所は、スイス商業登記所で会社設立手続きを行い、証明書類を受け取ります。	10-12
13	当所は、資本金受取口座の正式な口座へ切り替え手続きを行います。	銀行次第
14	当所は管轄税務機関で税務登録手続きを行います。	7-10
合計：		3～4 ヶ月間

備考：当局は、会社の事業活動及び株主の身分に対してさらなる審査を行う場合があります。その場合には所要時間は延長されます。

7. 会社設立後お客様に引き渡す書類一式

会社設立を完了後、設立手続きが完了したことを証明し、お客様が当該会社名義で事業活動を開始できるよう、当初は以下の書類をお客様に引き渡します。

- (1) 商業登記簿謄本 (Handelsregister) のデジタルコピー
- (2) 定款の写し
- (3) 納税者番号 (Tax ID)
- (4) 取締役名簿、株主名簿

当所は、上記の書類をお客様が指定される場所へ郵送することができます。

8. コンプライアンス・維持サービス

スイスで設立された全ての会社は、スイスの法規制に従い、会計報告、四半期ごとの付加価値税申告、年次更新手続き、申告手数料など、四半期ごと及び年次でさまざまな申告を行う必要があります。

お客様がスイス法人の維持に必要な費用についてより明確に理解し、維持費用の予算をやすくするよう、弊所はスイス会社の年間維持費用をまとめ、添付表「年次維持・税務サービス費用表」に整理しました。費用表はあくまで参考用であり、実際の費用は上回る場合があります。

本見積書はあくまで参考用に過ぎません。弊所は、価格及び料金体系を予告なく変更する場合があります。料金体系、サービス内容及び関連する細則については、最終的な見積もり金額又は双方が正式に締結したサービス契約書に準拠するものとします。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール：info@kaizencpa.com

固定電話：+852 2341 1444

携帯電話：+852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat：+852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト：www.kaizencpa.com

添付表 ー 年次維持・税務サービス費用表

番号	項目	税抜金額 (スイスフラン)	
基本的な年間維持費用			
1	登録代理人サービス	年間	1,200
2	登録住所サービス	年間	4,000
3	スイスの法規制に基づく年次コンプライアンス及び届出要件の注意喚起、必要に応じて当局への説明及び連絡	年間	500
4	名目的取締役サービス	年間	9,600
会計・税務関連サービス（オプション）			
5	会計・記帳	月次	300 から
6	年次株主総会の決議案の作成	年次	500
7	財務諸表の作成・提出	年次	5,500 から
8	法人税申告書の作成・提出	年次	3,500 から
9	付加価値税申告	四半期ごと	400 から
10	財務諸表の監査	年次	8,000 から
11	給与明細（1 人あたり）	月次	300

添付表の金額はあくまでも参考用に過ぎません。詳細については、お手数ですが、当所のプロコンサルタントまでお問い合わせください。